

平成17年10月28日
内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付

緊急対処事態図上訓練等の実施について

本日、標記訓練を行った概要は以下のとおりです。

1 実施日時

平成17年10月28日(金) 10:30～17:00

2 実施場所

官邸危機管理センター、関係省庁、埼玉県、富山県、鳥取県、佐賀県に緊急対処事態対策本部等を設置

3 訓練内容

(1) 緊急対処事態警報通知訓練(10:30～11:00)

「埼玉県、富山県、鳥取県及び佐賀県において、連続多発爆破テロが発生し、緊急対処事態が認定されたことに伴い、当該テロ攻撃に対する警報が発令された。」との想定に基づき、官邸から消防庁へ訓練警報を通知、消防庁は全都道府県に対して警報を通知。なお、一部の都道府県については、各市町村にも警報を通知(参加市町村数は全国で678)。

(2) 緊急対処事態図上訓練(11:00～17:00)

想定

- ・埼玉県 県：大宮駅における化学剤を用いたテロ
- ・富山県 県：石油精製所における爆破テロ
- ・鳥取県、佐賀県：県内各所における武装勢力の潜入・潜伏

参加機関

- ・ 指定行政機関：事態対処法施行令第1条に規定する全指定行政機関
 - ・ 地方公共団体：埼玉県、富山県、鳥取県、佐賀県
 - ・ 指定公共機関：日本赤十字社、日本放送協会、株式会社テレビ朝日、株式会社テレビ東京、株式会社東京放送、株式会社フジテレビジョン、日本テレビ放送網株式会社、株式会社ニッポン放送
- 参加人数：約800人（国の機関約400人、地方公共団体約350人、など）

実施内容

- ・ 事前にシナリオを知らせずに情報を付与する図上訓練の形式で実施。
- ・ の想定のもと、対処のための初動体制の確立及び緊急対処事態における対処措置の実施等について検証。

< 具体的な内容 >

- ・ 警察庁からの連絡により、官邸において、鳥取県、佐賀県における武装勢力の潜入兆候を把握、官邸対策室を設置。さらに、埼玉県、富山県等からの連絡により大宮駅構内及び石油製油所における爆発事故を把握。
- ・ 政府は、被害の状況から、事態対処法及び国民保護法に基づき、緊急対処事態対処方針、緊急対処事態対策本部の設置、緊急対処事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定について閣議決定を行うとともに、関係省庁、各県においても緊急対処事態対策本部を設置し、対処方針に基づく対処措置を実施（住民の避難誘導、救助活動、爆発物の処理、除染活動等）。
- ・ 訓練政府対策本部は、約500件以上の情報（状況付与）を処理。